

令和6年4月1日より 就労奨励金制度が始まります

市では、令和6年4月から、市内の介護職員や障害福祉に関わる方、保育士等に対して、奨励金を支給する制度を新たに開始する予定です。支給には各種要件がありますので、市公式ホームページをご覧ください。

介護職員奨励金制度

問 市役所保健福祉課高齢者・介護保険係[内線156~159]



〈新規就労奨励金〉

- 支給要件／①と②の両方を満たす方
- ①令和6年4月1日以降に、市内の介護保険事業所で初めて正職員としてかつ常勤の介護職員として働く方
- ②雇用時と同一の法人で1年以上継続して就労が見込まれる方
- 支給額
- 介護福祉士の資格をお持ちの方 20万円
- 介護福祉士の資格をお持ちでない方 10万円

〈継続就労奨励金〉

- 支給要件／①と②の両方を満たす方
- ①左記、新規就労奨励金を受給された方
- ②新規就労時と同一法人が運営する市内の介護保険事業所で、正職員かつ常勤の介護職として1年以上就労を継続している方
- 支給額
- 1年ごとに10万円 最大30万円(3年分)

保育士等就労奨励金制度

問 市役所子育て支援課保育係[内線163~165]



〈新規就労奨励金〉

- 支給要件／①と②の両方を満たす方
- ①令和6年4月1日以降に、市内の保育施設等で初めて常勤の保育士等として働く方
- ②1年以上継続して就労する意志のある方

- 支給額／20万円



〈継続就労奨励金〉

- 支給要件／①と②と③の要件を満たす方
- ①市内の保育施設等で常勤の保育士等として就労している方
- ②同一の法人が運営する市内の保育施設等で、1年以上常勤の保育士等として勤務した期間の通算が、3年・6年・9年のいずれかに達した方
- ③1年以上継続して就労する意志のある方
- 支給額／3年、6年、9年到達ごとに10万円

※今後、介護職員や保育士等に加えて、障害福祉人材への就労奨励金制度の開始を予定しております。



上記の就労奨励金制度を活用して北斗市で働く場合、奨学金の償還の一部を補助する制度もあります

北斗市UIターン奨学金償還支援事業補助金

問 市役所企画課企画係[内線237]



- 対象者／次の①または②のいずれかに該当する方
- ①北斗市内または近隣市町の事業所に正規雇用として勤務する方で、令和3年4月1日以降、北斗市に転入した方。
- ②すでに北斗市内に居住しており、令和2年度以降に大学等を卒業し、その翌年度末までに市内または近隣市町の事業所に正規雇用として勤務する方。

- その他／補助要件を満たしてから、6か月以内に認定申請が必要です。

※補助要件などの詳細については、市公式ホームページでご確認いただくか、企画課へお問い合わせください。